

### 栃木県青少年健全育成条例施行規則

制定 平成十九年一月二十四日 規則第一号

#### (趣旨)

第一条 この規則は、栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この規則で使用用語の意義は、条例で使用用語の例による。

#### (推奨及び指定の認定基準)

第三条 条例第十二条の規定による推奨並びに条例第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十六條第一項及び第二十七條第一項の規定による指定の認定基準は、別に定めるところによる。

#### (青少年の利用に供される施設)

第四条 条例第十八條第一項第七号の規則で定める施設は、とちぎ青少年センターとする。

#### (卑わいな姿態等を被写体とした写真等)

第五条 条例第二十二條第三項第一号及び第二十六條第二項の規則で定める写真又は絵並びに条例第二十二條第三項第二号の規則で定める場面は、次に掲げる卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面(陰部を覆い、はかした又は塗りつぶした写真又は絵若しくは場面を含む。)とする。

- (一) 大たい部を開いた姿態
- (二) 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- (三) 男女間又は同性間の愛ぶの姿態
- (四) 緊縛の姿態
- (五) 自慰の姿態
- (六) 排せつの姿態
- (七) 男女間の性交又はこれを連想させる行為
- (八) 同性間の性行為又はこれを連想させる行為
- (九) 強姦かんその他の陵辱行為
- (十) 変態性欲に基づく性行為

#### (有害図書類の陳列方法)

第六条 条例第二十二條第五項の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- (一) ついたて等によりその内部を容易に見通すことができないようにするための措置を講じた場所を設け、当該場所において有害図書類をまとめて陳列する方法
- (二) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の外周から六十センチメートル以上離れた場所に有害図書類を陳列する棚を設け、当該棚において有害図書類をまとめて陳列する方法

- (三) 有害図書類を陳列する棚の両側に、有害図書類から前面に十センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質及び構造のものに限る。)を設け、当該棚において有害図書類をまとめて陳列する方法
- (四) 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に有害図書類を陳列する棚を設け、当該棚においてその背表紙のみが見える方法により有害図書類をまとめて陳列する方法
- (五) 有害図書類にビニール包装、ひも掛けその他の措置を講ずることにより、有害図書類を容易に閲覧することができない状態にして当該有害図書類をまとめて陳列する方法

#### (掲示等の様式)

第七条 条例第二十二條第五項の規定により図書類の取扱業者が行う掲示は、別記様式第一号によらなければならない。

2 条例第二十三條第三項の規定により興行を主催する者が行う掲示は、別記様式第二号によらなければならない。

3 条例第二十四條第三項の規定により興行を主催する者が行う掲示は、別記様式第三号によらなければならない。

4 条例第二十八條第四項の規定により自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けの届出をした者が行う表示は、別記様式第四号によらなければならない。

5 条例第四十九條第二項の規定により同条第一項各号に掲げる施設を営む事業者及びその代理人が行う掲示は、別記様式第五号によらなければならない。

第八条 条例第二十五條第二項第二号の規則で定める形状、構造、機能等を有する物品は、次のいずれかに該当する物品とする。

- (一) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似する物品
- (二) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有する物品
- (三) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体を充てんし、人形となるものを含む。)

(自動販売機等に係る届出書の様式及びその添付書類)

第九条 条例第二十八條第一項の規定による届出は、別記様式第六号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (一) 届出者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- (二) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (三) 自動販売機等の設置場所における配置図
- (四) 自動販売機等の設置場所の提供者が図書類又はがん具類の自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類
- (五) 自動販売機等管理者の住民票の写し
- (六) 自動販売機等管理者が、条例第二十九條第二項第一号の権限を有する者であることを証する書類(別記様式第七

#### 号)

2 条例第二十八條第一項第六号の知事が規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
- (二) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号

3 条例第二十八條第二項又は第三項の規定による変更の届出は、別記様式第八号に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行うものとする。

- (一) 条例第二十八條第一号に掲げる事項第一号に掲げる書類
- (二) 条例第二十八條第一号に掲げる事項第一項第二号から第四号までに掲げる書類
- (三) 条例第二十八條第三号に掲げる事項第一項第五号及び第六号に掲げる書類
- (四) 条例第二十八條第五号に掲げる事項第一項第四号に掲げる書類

4 条例第二十八條第三項の規定による廃止の届出は、別記様式第九号によらなければならない。

#### (自動販売機等管理者の要件)

第十条 条例第二十九條第二項第三号の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (一) 未成年者でないこと。
- (二) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。

#### (公表)

第十一条 条例第四十條第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (二) 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所所在地)

#### (青少年の深夜立ち入りを禁止する施設)

第十二条 条例第四十九條第一項第四号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (一) パッティング練習場
- (二) 百二十一條第二項第一項に規定する風俗営業以外の営業を行う施設であつて、硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの

#### (身分証明書)

第十三条 条例第五十二條第四項に規定する身分を示す証明書(同条第一項の職員に係る証明書に限る。)は、別記様式第十号によるものとする。

#### (立入調査を行う職員の職務の執行方法)

第十四条 立入調査を行う職員の職務の執行に関し必要な事項は、別に定める。

#### (委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。  
附 則  
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。